

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 大泉町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	融資	大泉町勤労者住宅資金融資促進制度	① 住宅の新築、取得に必要な資金 ② 住宅の増改築に必要な資金 ③ 担保等は取扱金融機関の定めによる	町内に自己の居住の用に供する住宅を新築、取得又は増改築しようとする者で、町税(大泉町町税条例(昭和32年大泉町条例第38号)第3条に規定する町税をいう。)及び国民健康保険税を完納している者	新築1000万円以内 増改築400万円以内 前々年度以降土地得した場合は300万円加算可	年3.3% (ただし、労働金庫のみ2.7%)	20年以内(内3ヶ月以内の措置) ただし、増改築の場合は、10年以内とする	年間随時		経済振興課	0276-63-3111 (内線552)	http://www.town.oizumi-gunma.jp/01soshiki/06ivumin/02syokou/1288321153-5.html	
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	大泉町高齢者住宅改造費補助事業	次に掲げる住宅改修費の6分の5とする(50万円を限度)。ただし、介護保険法の規定による住宅改修費の給付を既に受けている場合は、その給付を除いた改修工事 (1)手すりの取り付け (2)床段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他各号の改修に付帯して必要となる住宅改修	町内に住所を有する60歳以上の者で、次のいずれかに該当するもの(1)ひとり暮らし高齢者又は60歳以上の高齢者のみからなる世帯で、所得税法(昭和40年法律第33号)の規定による前年度分の所得税が非課税である世帯に属し、身体等の状況が自立又は介護保険法(平成9年法律第123号)による介護認定により要支援又は要介護1の認定を受けたものとする。 (2)高齢者のいる世帯(ひとり暮らし高齢者又は60歳以上の高齢者のみからなる世帯を含む。)で、生計中心者の所得税法(昭和40年法律第33号)の規定による前年度分の所得税額が年額8万円以下の世帯に属し、介護保険法による介護認定により要介護2以上の認定を受けたものとする。	50万円			着工前		高齢介護課	0276-62-2121 (内線743)	http://www.town.oizumi-gunma.jp/01soshiki/04fukushi/01choujyu/1287039579-5.html	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改造費助成制度等)	助成	大泉町重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業		以下の要件(1～3)に全て該当する者 1 大泉町に居住し、住民基本台帳に記録されている者 2 身体障害者手帳の交付を受けている障害者で、その障害の程度が以下に該当する者 ①下肢の障害者で1,2級の者 ②体幹の障害者で1,2級の者 ③下肢及び体幹の重複障害者で1,2級の者 ④視覚の障害者で1級の者 ⑤上記の障害者で1,2級の者(ただしそれぞれの上肢に4級以上の障害のある者) 3 世帯の世帯員の当該年度の町民税所得割の合計額が180,000円未満である者	50万円			工事着工前		福祉課	0276-62-2121 (内線733)	http://www.town.oizumi-gunma.jp/01soshiki/04fukushi/01fukushi/1286858265-5.html	新築・増築は対象外
合併処理浄化槽設置費	助成	大泉町浄化槽設置事業費補助金	5人槽 123,000円 転換 274,000円 6~7人槽 157,000円 転換 325,000円 8~10人槽 210,000円 転換 398,000円 エコ補助金 100,000円 ※転換(単独処理浄化槽または汲み取り式トイレから合併浄化槽に替えること)	補助の対象は、町長が定める地域内において、専用住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置する者 浄化槽を備えた住宅を購入した場合も設置者とみなす				令和2年度内 (着工前申請)	130基	環境整備課	0276-63-3111 (内線562)	https://www.town.oizumi-gunma.jp/01soshiki/07toshi/04gesui/1288589215-5.html	
生ごみ処理機設置費	助成	大泉町生ごみ処理機器購入費補助金	生ごみ処理機器の購入費	町長が定めた生ごみ処理機又は生ごみ処理容器を町内で購入し使用する者	購入額の2分の1の額(100円未満切り捨て) 生ごみ処理機 上限20,000円 生ごみ処理容器 上限2,000円			令和2年度内 (購入前申請)	処理機 2 処理容器 5	環境整備課	0276-63-3111 (内線562)	https://www.town.oizumi-gunma.jp/01soshiki/07toshi/04gesui/1288578540-5.html	
耐震改修費	助成	大泉町木造住宅耐震改修事業	木造住宅耐震改修費用	木造住宅耐震診断者派遣事業による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅	耐震改修に要する設計費や工事費、工事管理費の3分の1(限度額100万円)			令和2年5月11日～令和2年9月30日	2戸	都市整備課	0276-63-3111 (内線243)	https://www.town.oizumi-gunma.jp/01soshiki/07toshi/03toshi/1523606855-35.html	
耐震改修費	助成	大泉町木造住宅耐震シェルター等設置支援事業	耐震シェルター等設置支援費用	木造住宅耐震診断者派遣事業による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅	耐震シェルター等設置に要する費用の3分の2(限度額20万円) 高齢者(65歳以上)のみが居住する世帯または、障害者等が居住する世帯は補助金の額に10万円を加算			令和2年5月11日～令和2年12月11日	2戸	都市整備課	0276-63-3111 (内線243)	https://www.town.oizumi-gunma.jp/01soshiki/07toshi/03toshi/1523606855-35.html	
老朽危険空家除却費	助成	老朽危険空家除却支援事業	除却に要する設計費や工事費	①町内に所在する1年以上使用されておらず、今後も居住の見込みがない、個人が所有する一戸建ての専用住宅もしくは併用住宅(居住用の床面積が延床面積の2分の1以上のもの) ②倒壊等により近隣住民等に悪影響を及ぼすおそれがあること ③町が行う建物の不良度測定で一定の基準に達する空き家 ④公共事業等による移転または建替えの保証の対象でないこと ⑤国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと	除却に要する費用の5分の4(限度額50万円)			令和2年5月11日～令和2年12月11日	2戸	都市整備課	0276-63-3111 (内線243)	https://www.town.oizumi-gunma.jp/01soshiki/07toshi/03toshi/1523929948-35.html	
公共下水道接続工事費 (融資あつせん・利子補給制度)	融資・利子補給	大泉町水洗便所改造資金等融資あつせん・利子補給制度	公共下水道処理区域内で、既設の汲み取りトイレを水洗トイレに改造したり、浄化槽を廃止して下水道に接続する工事。 ※新築に関する工事は対象外	①改造工事をしようとする建築物の所有者で町内に住所のある人、または所有者の承諾を得た使用者。 ②下水道供用開始の告示日から3年以内に改造工事を行う人。 ③下水道受益者負担金及び町税などを滞納していない人。 ④指定金融機関が、融資を受けた資金の返済能力があると認められた人。 ⑤確実な連帯保証人が1名ある人。(信用保証制度の利用可)	・一般住宅(汲取便所):100万円 ・一般住宅(浄化槽):60万円 ・複数の賃貸住宅又は事業所:100万円	利率:2.5% (支払い利子額)の1/2を補給)	36ヶ月以内	工事申請時		環境整備課	0276-63-3111 (内線564)	https://www.town.oizumi-gunma.jp/01soshiki/07toshi/04gesui/1288335771-5.html	
公共下水道接続工事費 (浄化槽廃止補助金制度)	助成	大泉町浄化槽廃止補助金制度	公共下水道が使用可能となってから3年以内に、既設の浄化槽を廃止して下水道に接続する際の、浄化槽廃止にかかる部分の工事。	①下水道供用開始前に浄化槽が設置され、その浄化槽を使用している人。 ②下水道供用開始後3年以内に公共下水道に接続した人。 ③下水道受益者負担金及び町税などを滞納していない人。	浄化槽廃止工事に要する費用の1/2。 (限度額10万円)			工事完成時		環境整備課	0276-63-3111 (内線564)	https://www.town.oizumi-gunma.jp/01soshiki/07toshi/04gesui/1455862742-37.html	